

令和7年第7回安平町議会臨時会議案

令和7年11月28日

安 平 町

議案第 1 号

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年11月28日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

8 月 7 日付け人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正法案が国会提案されることに鑑み、安平町職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給率を改定するとともに、通勤手当の支給額の引上げ等所要の改正を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(安平町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 安平町職員の給与に関する条例（平成18年安平町条例第44号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2,900円」を「1万3,500円」に改め、同号カ中「1万5,800円」を「1万6,600円」に改め、同号キ中「1万8,700円」を「1万9,700円」に改め、同号ク中「2万1,600円」を「2万2,800円」に改め、同号ケ中「2万4,400円」を「2万5,900円」に改め、同号コ中「2万6,200円」を「2万9,100円」に改め、同号サ中「2万8,000円」を「3万2,300円」に改め、同号シ中「2万9,800円」を「3万5,500円」に改め、同号ス中「3万1,600円」を「3万8,700円」に改める。

第17条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「2万2,000円」を「2万2,500円」に改める。

第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125を」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5を」を加え、同条第3項中、「100分の70」を「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105を」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5を」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50を」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5を」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500

務職員以外の職員	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600

	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	

	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
	86	266, 200	305, 800	355, 700			
	87	266, 500	306, 100	356, 100			
	88	266, 800	306, 400	356, 500			
	89	267, 100	306, 700	356, 700			
	90	267, 400	307, 000	357, 100			
	91	267, 700	307, 300	357, 500			
	92	268, 000	307, 600	357, 900			
	93	268, 300	307, 800	358, 100			
	94		308, 000	358, 400			
	95		308, 300	358, 800			
	96		308, 700	359, 100			
	97		308, 900	359, 400			
	98		309, 200	359, 800			
	99		309, 500	360, 200			
	100		309, 900	360, 600			
	101		310, 100	361, 100			
	102		310, 400	361, 500			
	103		310, 700	361, 900			
	104		311, 000	362, 300			
	105		311, 200	362, 800			

	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(安平町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 安平町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5を、12月支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第6項及び附則第8項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の安平町職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）の規定（第20条第2項及び第23条第2項第1号の改正規定を除く。）は令和7年4月1日から、第1条改正後給与条例中第20条第2項及び第23条第2項第1号並びに附則第5項及び附則第7項の規定の改正規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の安平町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 第1項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 5 安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年安平町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「議員報酬月額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の230を」の次に「、12月に支給する場合にあつては100分の235を」を加える。

- 6 安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230を、12月に支給する場合にあつては100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(安平町長等の給与等に関する条例の一部改正)

- 7 安平町長等の給与等に関する条例（平成18年安平町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「給料月額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の230を」の次に「、12月に支給する場合にあつては100分の235を」を加える。

- 8 安平町長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230を、12月に支給する場合にあつては100分の235」を「100分の232.5」に改める。

安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新旧対照表

新	旧
第1条から第10条まで（略） （通勤手当） 第11条（略） 2（略） （1）（略） （2）前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第11条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万400円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万3,500円</u>	第1条から第10条まで（略） （通勤手当） 第11条（略） 2（略） （1）（略） （2）前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第11条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万2,900円</u>

新	旧
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万6,600円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万9,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万2,800円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>2万5,900円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>2万9,100円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>3万2,300円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>3万5,500円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>3万8,700円</u> (3) (略) 第11条の2から第16条まで (略) (宿日直手当) 第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,700円</u>、常直的な宿直勤務にあつては、月額<u>2万2,500円</u>を超えない範囲内において別に定める額を宿日直手当として支給する。 2 (略)	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万5,800円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万8,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万1,600円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>2万4,400円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>2万6,200円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>2万8,000円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>2万9,800円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>3万1,600円</u> (3) (略) 第11条の2から第16条まで (略) (宿日直手当) 第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,400円</u>、常直的な宿直勤務にあつては、月額<u>2万2,000円</u>を超えない範囲内において別に定める額を宿日直手当として支給する。 2 (略)

新	旧
第18条及び第19条 （略） （期末手当） 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第22条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「100分の127.5」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4 及び 5 （略） 第21条及び第22条 （略） （勤勉手当） 第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で	第18条及び第19条 （略） （期末手当） 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第22条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の125_____を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「<u>100分の70</u>」_____とする。 4 及び 5 （略） 第21条及び第22条 （略） （勤勉手当） 第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で

新	旧
定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額</u> （2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額</u> 3から5まで （略） 第24条から第29条まで （略）	定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の105を_____を乗じて得た額 （2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の50を_____を乗じて得た額の総額 3から5まで （略） 第24条から第29条まで （略）

新									旧								
別表第1（第4条関係）									別表第1（第4条関係）								
職員 の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員 の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俵	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号俵	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700		1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600		2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500		3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300		4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100		5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900		6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700		7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500		8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100		9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700

新										旧									
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			

新										旧									
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	266,200	305,800	355,700							86	256,000	297,100	346,000						
87	266,500	306,100	356,100							87	256,300	297,400	346,400						
88	266,800	306,400	356,500							88	256,600	297,700	346,800						
89	267,100	306,700	356,700							89	256,900	298,000	347,000						

新										旧									
		<u>90</u>	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>						<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>					
		<u>91</u>	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>						<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>					
		<u>92</u>	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>						<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>					
		<u>93</u>	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>						<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>					
		<u>94</u>		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>						<u>94</u>		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>					
		<u>95</u>		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>						<u>95</u>		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>					
		<u>96</u>		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>						<u>96</u>		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>					
		<u>97</u>		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>						<u>97</u>		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>					
		<u>98</u>		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>						<u>98</u>		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>					
		<u>99</u>		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>						<u>99</u>		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>					
		<u>100</u>		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>						<u>100</u>		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>					
		<u>101</u>		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>						<u>101</u>		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>					
		<u>102</u>		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>						<u>102</u>		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>					
		<u>103</u>		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>						<u>103</u>		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>					
		<u>104</u>		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>						<u>104</u>		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>					
		<u>105</u>		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>						<u>105</u>		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>					
		<u>106</u>		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>						<u>106</u>		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>					
		<u>107</u>		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>						<u>107</u>		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>					
		<u>108</u>		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>						<u>108</u>		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>					
		<u>109</u>		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>						<u>109</u>		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>					
		<u>110</u>		<u>312,600</u>							<u>110</u>		<u>304,200</u>						
		<u>111</u>		<u>313,000</u>							<u>111</u>		<u>304,600</u>						
		<u>112</u>		<u>313,300</u>							<u>112</u>		<u>304,900</u>						
		<u>113</u>		<u>313,500</u>							<u>113</u>		<u>305,100</u>						
		<u>114</u>		<u>313,700</u>							<u>114</u>		<u>305,300</u>						
		<u>115</u>		<u>314,000</u>							<u>115</u>		<u>305,600</u>						
		<u>116</u>		<u>314,400</u>							<u>116</u>		<u>306,000</u>						
		<u>117</u>		<u>314,600</u>							<u>117</u>		<u>306,200</u>						
		<u>118</u>		<u>314,800</u>							<u>118</u>		<u>306,400</u>						
		<u>119</u>		<u>315,100</u>							<u>119</u>		<u>306,700</u>						
		<u>120</u>		<u>315,400</u>							<u>120</u>		<u>307,000</u>						
		<u>121</u>		<u>315,700</u>							<u>121</u>		<u>307,400</u>						

新										旧									
		<u>122</u>		<u>315,900</u>							<u>122</u>		<u>307,600</u>						
		<u>123</u>		<u>316,200</u>							<u>123</u>		<u>307,900</u>						
		<u>124</u>		<u>316,500</u>							<u>124</u>		<u>308,200</u>						
		<u>125</u>		<u>316,800</u>							<u>125</u>		<u>308,500</u>						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員			<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員			<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>	<u>基準給料</u>
			月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額				月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
			円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円
			<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,000</u>	<u>362,700</u>				<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,000</u>	<u>362,700</u>
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。										備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									
別表第2 (略)										別表第2 (略)									

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（改正附則第5項関係：安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

新旧対照表

新	旧
第1条から第5条まで （略） （期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに、期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において、議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬月額に、<u>6月に支給する場合には100分の230を、12月に支給する場合にあっては100分の235を</u>乗じて得た額に基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の期末手当の支給における在職期間の割合に準じた割合を乗じた額とする。 第7条及び第8条 （略）	第1条から第5条まで （略） （期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに、期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において、議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬月額に_____100分の230を_____乗じて得た額に基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の期末手当の支給における在職期間の割合に準じた割合を乗じた額とする。 第7条及び第8条 （略）

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（改正附則第7項関係：安平町長等の給与等に関する条例の一部改正）

新旧対照表

新	旧
第1条から第3条まで （略） （期末手当） 第4条 町長等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。これらの基準日前1か月以内に町長等を退任した者についても、同様とする。 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した場合にあっては、退任した日現在）において、町長等が受けるべき給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の230を、12月に支給する場合にあっては100分の235を</u>乗じて得た額に安平町職員の給与に関する条例（平成18年安平町条例第44号）第20条第2項各号に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。 第5条から第7条まで （略）	第1条から第5条まで （略） （期末手当） 第4条 町長等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。これらの基準日前1か月以内に町長等を退任した者についても、同様とする。 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した場合にあっては、退任した日現在）において、町長等が受けるべき給料月額に_____100分の230を_____乗じて得た額に安平町職員の給与に関する条例（平成18年安平町条例第44号）第20条第2項各号に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。 第5条から第7条まで （略）

安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新旧対照表

新	旧
第1条から第10条まで （略） （期末手当） 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第22条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____ 100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで （略） 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「_____ 100分の71.25」とする。 4及び5 （略） 第21条及び第22条 （略）	第1条から第19条まで （略） （期末手当） 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第22条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125を、12月支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで （略） 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4及び5 （略） 第21条及び第22条 （略）

新	旧
(勤勉手当) 第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____ _____100分の106.25を乗じて得た額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____ _____100分の51.25を乗じて得た額の総額 3から5まで (略) 第24条から第29条まで (略)	(勤勉手当) 第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105を、12月支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額</u> (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額</u> 3から5まで (略) 第24条から第29条まで (略)

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（改正附則第6項関係：安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

新旧対照表

新	旧
第1条から第5条まで （略） （期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに、期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において、議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬月額に_____ _____100分の232.5を乗じて得た額に基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の期末手当の支給における在職期間の割合に準じた割合を乗じた額とする。 第7条及び第8条 （略）	第1条から第5条まで （略） （期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに、期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において、議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬月額に、<u>6月に支給する場合には100分の230を、12月に支給する場合にあっては100分の235を乗じて得た額に基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の期末手当の支給における在職期間の割合に準じた割合を乗じた額とする。</u> 第7条及び第8条 （略）

安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（改正附則第8項関係：安平町長等の給与等に関する条例の一部改正）

新旧対照表

新	旧
第1条から第3条まで （略） （期末手当） 第4条 町長等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。これらの基準日前1か月以内に町長等を退任した者についても、同様とする。 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した場合にあっては、退任した日現在）において、町長等が受けるべき給料月額に_____ 100分の232.5 を乗じて得た額に安平町職員の給与に関する条例（平成18年安平町条例第44号）第20条第2項各号に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。 第5条から第7条まで （略）	第1条から第5条まで （略） （期末手当） 第4条 町長等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。これらの基準日前1か月以内に町長等を退任した者についても、同様とする。 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した場合にあっては、退任した日現在）において、町長等が受けるべき給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の230を、12月に支給する場合にあっては100分の235を</u> 乗じて得た額に安平町職員の給与に関する条例（平成18年安平町条例第44号）第20条第2項各号に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。 第5条から第7条まで （略）

議案第 2 号

令和 7 年度安平町一般会計補正予算（第 4 号）について

令和 7 年度安平町一般会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和 7 年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第 1 項の規定により提案するものである。

議案第 2 号

令和 7 年度安平町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度安平町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,702千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,788,075千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年11月28日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(歳 入)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金		842, 701	△1, 702	840, 999
	1. 基金繰入金	841, 256	△1, 702	839, 554
歳 入 合 計		8, 789, 777	△1, 702	8, 788, 075

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		53,428	309	53,737
	1. 議会費	53,428	309	53,737
2. 総務費		1,183,552	△703	1,182,849
	1. 総務管理費	1,125,901	△832	1,125,069
	5. 統計調査費	20,013	129	20,142
3. 民生費		1,595,147	△5,441	1,589,706
	1. 社会福祉費	1,025,644	△5,786	1,019,858
	2. 児童福祉費	569,503	345	569,848
4. 衛生費		566,827	1,068	567,895
	1. 保健衛生費	223,078	1,068	224,146
6. 農林水産業費		414,400	12	414,412
	1. 農業費	374,735	12	374,747
7. 商工費		483,688	△6,330	477,358
	1. 商工費	483,688	△6,330	477,358
10. 教育費		854,505	3,150	857,655
	1. 教育総務費	390,229	2,406	392,635
	5. 社会教育費	187,604	448	188,052
	6. 保健体育費	249,212	296	249,508
12. 給与費		1,179,920	6,233	1,186,153
	1. 給与費	1,179,920	6,233	1,186,153
歳 出 合 計		8,789,777	△1,702	8,788,075

1. 総 括
(歳 入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	2, 085, 982		2, 085, 982
2. 地方譲与税	114, 037		114, 037
3. 利子割交付金	554		554
4. 配当割交付金	5, 005		5, 005
5. 株式譲渡所得割交付金	5, 344		5, 344
6. 法人事業税交付金	17, 832		17, 832
7. 地方消費税交付金	205, 524		205, 524
8. ゴルフ場利用税交付金	41, 367		41, 367
9. 環境性能割交付金	8, 696		8, 696
10. 国有提供施設所在市町村交付金	31, 578		31, 578
11. 地方特例交付金	4, 448		4, 448
12. 地方交付税	2, 671, 752		2, 671, 752
13. 交通安全対策特別交付金	978		978
14. 分担金及び負担金	4, 871		4, 871
15. 使用料及び手数料	206, 675		206, 675
16. 国庫支出金	848, 256		848, 256
17. 道支出金	542, 334		542, 334
18. 財産収入	57, 257		57, 257
19. 寄付金	503, 488		503, 488
20. 繰入金	842, 701	△1, 702	840, 999
21. 繰越金	67, 519		67, 519
22. 諸収入	141, 979		141, 979
23. 町債	381, 600		381, 600
歳 入 合 計	8, 789, 777	△1, 702	8, 788, 075

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	53,428	309	53,737				309
2. 総務費	1,183,552	△703	1,182,849				△703
3. 民生費	1,595,147	△5,441	1,589,706				△5,441
4. 衛生費	566,827	1,068	567,895				1,068
5. 労働費	11,830		11,830				
6. 農林水産業費	414,400	12	414,412				12
7. 商工費	483,688	△6,330	477,358				△6,330
8. 土木費	1,197,741		1,197,741				
9. 消防費	368,818		368,818				
10. 教育費	854,505	3,150	857,655				3,150
11. 公債費	872,921		872,921				
12. 給与費	1,179,920	6,233	1,186,153				6,233
13. 予備費	7,000		7,000				
歳 出 合 計	8,789,777	△1,702	8,788,075				△1,702

歳

入

(款) 20 繰入金

(単位：千円)

科 目 (款 項 目)	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 款 繰入金	842,701	△ 1,702	841,817			
1 項 基金繰入金	841,256	△ 1,702	839,554			
1 目 財政調整基金繰入金	414,301	△ 1,702	412,599	1 財政調整基金繰 入金	△ 1,702	財政調整基金繰入金 △ 1,702

歳

出

(款) 1 議会費

(単位：千円)

科 目 (款項目)	補正前の額	補正額	計	補正額の財源区分		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1 款 議会費	53,428	309	53,737		309			
1 項 議会費	53,428	309	53,737		309			
1 目 議会費	53,428	309	53,737		309	2 給料	144	(1) 議会運営経費 309
						3 職員手当等	66	2 給料 144 会計年度任用職員
						18 負担金、補助及 び交付金	99	3 職員手当等 66 期末手当 35 勤勉手当 31
								18 負担金、補助及び交付金 99 市町村職員退職手当組合負担金

(款) 2 総務費

2 款 総務費	1,183,552	△703	1,182,849		△703			
1 項 総務管理費	1,125,901	△832	1,125,069		△832			

(款) 2 総務費

(単位：千円)

科 目 (款項目)	補正前の額	補正額	計	補正額の財源区分		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1 目 一般管理費	98, 416	1, 223	99, 639		1, 223	1 報酬	△1, 280	(1) 雇用対策事業 1, 223
						2 給料	1, 583	1 報酬 △1, 280 会計年度任用職員
						3 職員手当等	51	2 給料 1, 583 会計年度任用職員
						4 共済費	△114	3 職員手当等 51 通勤手当 2 期末手当 39 勤勉手当 10
						18 負担金、補助及び交付金	983	4 共済費 △114 雇用保険保険料事業主負担分 △8 市町村職員共済組合負担金 △53 地方公務員災害補償基金負担金 △53
								18 負担金、補助及び交付金 983 市町村職員退職手当組合負担金 991 社会保険協会年会費 △8

3 目 出納管理費	16, 191	462	16, 653		462	2 給料	294	(1) 出納事務経費 462
						3 職員手当等	132	2 給料 294 会計年度任用職員
						18 負担金、補助及 び交付金	36	3 職員手当等 132 期末手当 71 勤勉手当 61
								18 負担金、補助及び交付金 36 市町村職員退職手当組合負担金
10 目 企画費	95, 896	203	96, 099		203	1 報酬	203	(1) 地域公共交通対策事業 203
								1 報酬 203 地域おこし協力隊員
11 目 まちづくり推進費	258, 674	△2, 720	255, 954		△2, 720	1 報酬	208	(1) 定住促進事業 △3, 278
						2 給料	△2, 642	1 報酬 5 地域おこし協力隊員
						3 職員手当等	△512	2 給料 △2, 754 集落支援員
						18 負担金、補助及 び交付金	226	3 職員手当等 △642 期末手当 △339 勤勉手当 △303
								18 負担金、補助及び交付金 113 市町村職員退職手当組合負担金

[illegible]

						18 負担金、補助及 び交付金		市町村職員共済組合負担金	
							18 旅費		2
								①費用弁償	
							18 負担金、補助及び交付金		1
								市町村職員福祉協会負担金	

(款) 3 民生費

3 款 民生費	1, 595, 147	△5, 441	1, 589, 706		△5, 441				
1 項 社会福祉費	1, 025, 644	△5, 786	1, 019, 858		△5, 786				
1 目 社会福祉総務費	170, 874	△3, 960	166, 914		△3, 960	1 報酬	△3, 683	(1) 社会福祉事務経費	△4, 615
						3 職員手当等	△932	1 報酬	△3, 683
								地域おこし協力隊員	
								3 職員手当等	△932
						18 負担金、補助及 び交付金	655	期末手当	△507
								勤勉手当	△425
								(2) 社会福祉団体等補助金	655
								18 負担金、補助及び交付金	655
								社会福祉協議会補助金	

(款) 3 民生費

(単位：千円)

科 目 (款項目)	補正前の額	補正額	計	補正額の財源区分		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
11 目 介護支援費	177, 005	△1, 826	175, 179		△1, 826	1 報酬	△2, 202	(1) 介護保険事業特別会計繰出金 1, 524
						3 職員手当等	△525	27 繰出金 1, 524 介護保険事業特別会計繰出金
						4 共済費	△621	(2) 地域おこし協力隊活用事業 △3, 350
						18 負担金、補助及 び交付金	△2	1 報酬 △2, 202 地域おこし協力隊員
						27 繰出金	1, 524	3 職員手当等 △525 期末手当 △285
								勤勉手当 △240
								4 共済費 △621 社会保険保険料事業主負担分 △369
								市町村職員共済組合負担金 △252
								18 負担金、補助及び交付金 △2 市町村職員福祉協会負担金
2 項 児童福祉費	569, 503	345	569, 848		345			

1 目 児童福祉総務費	8,609	126	8,735		126	1 報酬	101	(1) 日本型CFC I 実践事業	126
						3 職員手当等	25	1 報酬	101
								地域おこし協力隊員	
3 目 子育て支援費	65,324	219	65,543		219	2 給料	144	3 職員手当等	25
								期末手当	
						3 職員手当等	67	(1) 子ども発達支援事業費	219
						4 共済費	8	2 給料	144
								会計年度任用職員	
								3 職員手当等	67
								期末手当	36
								勤勉手当	31
								4 共済費	8
								社会保険保険料事業主負担分	6
								市町村職員共済組合負担金	2

(款) 4 衛生費

4 款 衛生費	566,827	1,068	567,895		1,068			
1 項 保健衛生費	223,078	1,068	224,146		1,068			

5 目 環境衛生費	32, 936	152	33, 088		152	1 報酬	102	(1) 脱炭素化事業	152
						3 職員手当等		1 報酬	102
								地域おこし協力隊員	
								3 職員手当等	50
								期末手当	27
								勤勉手当	23

(款)
 6
 農林水産業費

6 款 農林水産業費	414, 400	12	414, 412		12				
1 項 農業費	374, 735	12	374, 747		12				
6 目 土地改良事業費	128, 044	12	128, 056		12	2 給料	12	(1) 土地改良事業費	12
								2 給料	12
								会計年度任用職員	

(款)
 7
 商工費

7 款 商工費	483, 688	△6, 330	477, 358		△6, 330				
1 項 商工費	483, 688	△6, 330	477, 358		△6, 330				

(款) 7 商工費

(単位：千円)

科 目 (款項目)	補正前の額	補正額	計	補正額の財源区分		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1 目 商工業振興費	148,385	△3,411	144,974		△3,411	1 報酬	△1,486	(1) 商工振興事業経費 △3,849
						3 職員手当等	△421	1 報酬 △1,791 地域おこし協力隊員
						4 共済費	△546	3 職員手当等 △554 期末手当 △301 勤勉手当 △253
						18 負担金、補助及び交付金	△958	4 共済費 △546 社会保険保険料事業主負担分 △319 市町村職員共済組合負担金 △227
								18 負担金、補助及び交付金 △958 市町村職員福祉協会負担金 △2 地域おこし協力隊員助成金 △956
								(2) あびら起業家カレッジ事業 438
								1 報酬 305 地域おこし協力隊員
								3 職員手当等 133 期末手当 71 勤勉手当 62

2 目 観光費	330, 542	△2, 919	327, 623		△2, 919	1 報酬	△1, 502	(1) 道の駅運営事業経費	342
						2 給料	128	2 給料	128
								集落支援員	
						3 職員手当等	△419	3 職員手当等	67
								通勤手当	5
								期末手当	33
						4 共済費	△401	勤勉手当	29
								4 共済費	33
						18 負担金、補助及び交付金	△725	市町村職員共済組合負担金	
								18 負担金、補助及び交付金	114
								市町村職員退職手当組合負担金	
								(2) 観光事業経費	△3, 261
								1 報酬	△1, 502
								地域おこし協力隊員	
								3 職員手当等	△486
								期末手当	△235
								勤勉手当	△251
								4 共済費	△434
								社会保険保険料事業主負担分	△256
								市町村職員共済組合負担金	△178
								18 負担金、補助及び交付金	△839
								市町村職員福祉協会負担金	△1
								地域おこし協力隊員助成金	△838

(款) 10 教育費

(単位：千円)

科 目 (款項目)	補正前の額	補正額	計	補正額の財源区分		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
10 款 教育費	854, 505	3, 150	857, 655		3, 150			
1 項 教育総務費	390, 229	2, 406	392, 635		2, 406			
2 目 事務局費	5, 161	312	5, 473		312	2 給料	145	(1) 教育委員会事務局経費 312
						3 職員手当等	68	2 給料 145 会計年度任用職員
						18 負担金、補助及 び交付金	99	3 職員手当等 68 通勤手当 2
								期末手当 35
								勤勉手当 31
								18 負担金、補助及び交付金 99 市町村職員退職手当組合負担金
4 目 教育振興費	238, 993	2, 094	241, 087		2, 094	1 報酬	908	(1) 教育振興経費 1, 186
						2 給料	642	2 給料 642 会計年度任用職員
						18 負担金、補助及 び交付金	544	18 負担金、補助及び交付金 544 市町村職員退職手当組合負担金

								(2) 教育魅力化推進事業908 1 報酬908 地域おこし協力隊員610 会計年度任用職員298
5 項 社会教育費	187, 604	448	188, 052		448			
3 目 公民館費	60, 108	448	60, 556		448	1 報酬98		(1) 公民館図書購入事業448 1 報酬98 会計年度任用職員 2 給料132 3 職員手当等108 3 職員手当等108 18 負担金、補助及び交付金110 18 負担金、補助及び交付金110 市町村職員退職手当組合負担金
						2 給料132		
						3 職員手当等108		
						3 職員手当等108		
						18 負担金、補助及び交付金110		
6 項 保健体育費	249, 212	296	249, 508		296			

(款) 10 教育費

(単位：千円)

科 目 (款項目)	補正前の額	補正額	計	補正額の財源区分		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4 目 学校給食費	159,544	296	159,840		296	2 給料	124	(1) 給食センター管理運営経費 296
						3 職員手当等	61	2 給料 124 会計年度任用職員
						18 負担金、補助及 び交付金	111	3 職員手当等 61 期末手当 33
								勤勉手当 28
								18 負担金、補助及び交付金 111 市町村職員退職手当組合負担金

(款) 12 給与費

12 款 給与費	1,179,920	6,233	1,186,153		6,233			
1 項 給与費	1,179,920	6,233	1,186,153		6,233			
1 目 給与費	1,179,920	6,233	1,186,153		6,233	2 給料	878	(1) 職員等人件費 6,233
						3 職員手当等	5,605	2 給料 878 再任用職員

						4 共済費	△967	3 職員手当等	5,605
								期末手当	1,626
						18 負担金、補助及 び交付金	717	勤勉手当	1,022
								時間外勤務手当	2,914
								管理職員特別手当	43
								4 共済費	△967
								市町村職員共済組合追加費用負担金	△811
								地方公務員災害補償基金負担金	△156
								18 負担金、補助及び交付金	717
								市町村職員退職手当組合負担金	718
								社会保険協会年会費	△1

議案第 3 号

令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第 1 項の規定により提案するものである。

議案第 3 号

令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,266 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,120,065 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 28 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(保 險 事 業 勘 定)

(歳 入)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 分担金及び負担金		6, 945	291	7, 236
	1. 負担金	6, 945	291	7, 236
4. 国庫支出金		240, 284	301	240, 585
	2. 国庫補助金	91, 758	301	92, 059
6. 道支出金		130, 536	150	130, 686
	2. 道補助金	9, 212	150	9, 362
7. 繰入金		158, 212	1, 524	159, 736
	1. 一般会計繰入金	151, 711	1, 524	153, 235
歳 入 合 計		1, 117, 799	2, 266	1, 120, 065

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		35,872	1,664	37,536
	1. 総務管理費	24,040	1,277	25,317
	2. 介護認定審査会費	11,832	387	12,219
3. 地域支援事業費		59,445	783	60,228
	3. 包括的支援事業・任意事業費	26,410	783	27,193
5. 予備費		166,965	△181	166,784
	1. 予備費	166,965	△181	166,784
歳 出 合 計		1,117,799	2,266	1,120,065

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	163,960		163,960
2. 分担金及び負担金	6,945	291	7,236
3. 使用料及び手数料	1		1
4. 国庫支出金	240,284	301	240,585
5. 支払基金交付金	233,103		233,103
6. 道支出金	130,536	150	130,686
7. 繰入金	158,212	1,524	159,736
8. 繰越金	184,691		184,691
9. 諸収入	67		67
歳入合計	1,117,799	2,266	1,120,065

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	35, 872	1, 664	37, 536			1, 664	
2. 保険給付費	830, 312		830, 312				
3. 地域支援事業費	59, 445	783	60, 228	451		151	181
4. 諸支出金	25, 205		25, 205				
5. 予備費	166, 965	△181	166, 784				△181
歳 出 合 計	1, 117, 799	2, 266	1, 120, 065	451		1, 815	

歳

入

(款) 2 分担金及び負担金

(単位：千円)

科 目 (款 項 目)	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 款 分担金及び負担金	6,945	291	7,236			
1 項 負担金	6,945	291	7,236			
1 目 認定審査会負担金	6,945	291	7,236	1 認定審査会共同 設置負担金	291	認定審査会共同設置負担金 291

(款) 4 国庫支出金

4 款 国庫支出金	240,284	301	240,585			
2 項 国庫補助金	91,758	301	92,059			

3 目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援 総合事業以外の地域支援事業)	10,167	301	10,468	1 現年度分	301	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総 合事業以外の地域支援事業)	301
--	--------	-----	--------	-----------	-----	---	-----

(款) 6 道支出金

6 款 道支出金	130,536	150	130,686				
2 項 道補助金	9,212	150	9,362				
2 目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援 総合事業以外の地域支援事業)	5,083	150	5,233	1 現年度分	150	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総 合事業以外の地域支援事業)	150

(款) 7 繰入金

7 款 繰入金	158,212	1,524	159,736				
------------	---------	-------	---------	--	--	--	--

(款) 7 繰入金

(単位：千円)

科 目 (款 項 目)	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 項 一般会計繰入金	151,711	1,524	153,235			
3 目 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援 総合事業以外の地域支援事業費)	5,084	151	5,235	1 現年度分	151	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総 合事業以外の地域支援事業費) 151
5 目 その他一般会計繰入金	28,927	1,373	30,300	1 職員給与費等繰 入金	986	職員給与費等繰入金 986
				2 事務費繰入金	387	事務費繰入金 387

歳

出

(款) 1 総務費

(単位：千円)

科 目 (款項目)	補正前の額	補正額	計	補正額の財源区分		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1 款 総務費	35, 872	1, 664	37, 536	1, 664				
1 項 総務管理費	24, 040	1, 277	25, 317	1, 277				
1 目 一般管理費	24, 039	1, 277	25, 316	1, 277		2 給料	381	(1) 介護保険事業人件費 986
						3 職員手当等	188	2 給料 307
								一般職
						4 共済費	194	3 職員手当等 160
								期末手当 85
								勤勉手当 75
						18 負担金、補助及 び交付金	514	4 共済費 164
								市町村職員共済組合負担金 174
								市町村職員共済組合追加費用負担 金 △10
								18 負担金、補助及び交付金 355
								市町村職員退職手当組合負担金
								(2) 介護保険事業事務費 291
								2 給料 74
								会計年度任用職員
		3 職員手当等 28						
		期末手当 15						
		勤勉手当 13						

(単位：千円)

								4 共済費 市町村職員共済組合負担金 18 負担金、補助及び交付金 市町村職員退職手当組合負担金	30 159
2 項 介護認定審査会費	11,832	387	12,219	387					
1 目 介護認定審査会費	6,945	291	7,236	291		2 給料	74	(1) 介護認定審査会経費	291
						3 職員手当等	28	2 給料	74
								会計年度任用職員	
						4 共済費	30	3 職員手当等	28
								期末手当	15
								勤勉手当	13
						18 負担金、補助及び交付金	159	4 共済費	30
								市町村職員共済組合負担金	
								18 負担金、補助及び交付金	159
								市町村職員退職手当組合負担金	
3 目 認定審査会共同設置負担金	2,289	96	2,385	96		18 負担金、補助及び交付金	96	(1) 認定審査会共同設置等経費	96
								18 負担金、補助及び交付金	96
								介護認定審査会共同設置負担金	

(款) 3 地域支援事業費

(単位：千円)

科 目 (款項目)	補正前の額	補正額	計	補正額の財源区分		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3 款 地域支援事業費	59,445	783	60,228	602	181			
3 項 包括的支援事業・任意 事業費	26,410	783	27,193	602	181			
1 目 包括的支援事業・任 意事業費	26,410	783	27,193	国道 151 451	181	1 報酬	102	(1) 包括的支援・任意事業費 783
						2 給料	252	1 報酬 102 会計年度任用職員
						3 職員手当等	173	2 給料 252 会計年度任用職員
						4 共済費	256	3 職員手当等 173 期末手当 92 勤勉手当 81
								4 共済費 256 社会保険保険料事業主負担分

(款) 5 予備費

5 款 予備費	166,965	△181	166,784		△181			
------------	---------	------	---------	--	------	--	--	--

1 項 予備費	166,965	△181	166,784		△181			
1 目 予備費	166,965	△181	166,784		△181	28 予備費	△181	(1) 予備費 △181 28 予備費 △ 181 予備費

議案第 4 号

令和 7 年度安平町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度安平町水道事業会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定により、令和 7 年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第 1 項の規定により提案するものである。

議案第4号

令和7年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	384,765千円	0千円	384,765千円
第1項 営業収益	171,872千円	0千円	171,872千円
第2項 営業外収益	212,893千円	0千円	212,893千円

支 出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	383,887千円	1,271千円	385,158千円
第1項 営業費用	370,875千円	1,271千円	372,146千円
第2項 営業外費用	12,511千円	0千円	12,511千円
第3項 特別損失	1千円	0千円	1千円
第4項 予備費	500千円	0千円	500千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	38,888千円	1,246千円	40,134千円

令和7年11月28日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和 7年度 安平町水道事業会計補正予算実施計画第3号

(収益的収入及び支出)

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業費用			383,887	1,271	385,158	
	1. 営業費用		370,875	1,271	372,146	
		2. 配水及び給水費	57,992	750	58,742	
		3. 総係費	60,031	521	60,552	

令和 7年度 安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第3号

(収益的支出)

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1. 水道事業費用	383,887	1,271	385,158			
1. 営業費用	370,875	1,271	372,146			
2. 配水及び給水費	57,992	750	58,742	1. 給料	421	給与改定による
				2. 職員手当等	241	給与改定による
				3. 法定福利費	88	給与改定による
3. 総係費	60,031	521	60,552	1. 給料	264	給与改定による
				2. 職員手当等	171	給与改定による
				3. 法定福利費	86	給与改定による

議案第 5 号

令和 7 年度安平町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度安平町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年11月28日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

給与改定等により、令和 7 年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第 1 項の規定により提案するものである。

議案第5号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	653,831千円	0千円	653,831千円
第1項 営業収益	111,800千円	0千円	111,800千円
第2項 営業外収益	542,031千円	0千円	542,031千円

支 出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	658,927千円	1,162千円	660,089千円
第1項 営業費用	618,948千円	1,162千円	620,110千円
第2項 営業外費用	39,475千円	0千円	39,475千円
第3項 特別損失	4千円	0千円	4千円
第4項 予備費	500千円	0千円	500千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の予定額を次のように改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	37,426千円	1,109千円	38,535千円

令和7年11月28日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和 7年度 安平町下水道事業会計補正予算実施計画第3号

(収益的収入及び支出)

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業費用			658,927	1,162	660,089	
	1. 営業費用		618,948	1,162	620,110	
		1. 管渠費	71,184	895	72,079	
		3. 総係費	20,013	267	20,280	

令和 7年度 安平町下水道事業会計補正予算事項別明細書第3号

(収益の支出)

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1. 下水道事業費用	658,927	1,162	660,089			
1. 営業費用	618,948	1,162	620,110			
1. 管渠費	71,184	895	72,079	1. 給料	396	給料 396
				2. 職員手当等	247	通勤手当 10 期末手当 126 勤勉手当 111
				3. 法定福利費	174	市町村職員共済組合負担金 134 市町村職員退職手当組合負担金 40
				9. 賞与引当金繰入額	78	賞与引当金繰入額 78
3. 総係費	20,013	267	20,280	1. 給料	130	給料 130
				2. 職員手当等	82	通勤手当 5 期末手当 41 勤勉手当 36
				3. 法定福利費	29	市町村職員共済組合負担金 16 市町村職員退職手当組合負担金 13
				17. 賞与引当金繰入額	26	賞与引当金繰入額 26